

V. 受験資格等に関する Q & A

1 受験地に関すること

	質 問	回 答
(1)	千葉県に住んでいますが、現在は埼玉県内の病院で看護師として働いています。受験地は何県になりますか。	受験地を決定する基準は勤務地優先ですので、受験申込日現在に何県に住んでいるかよりも、受験資格に該当する業務を何県でしているかが優先されます。 設問の場合は、埼玉県内で受験資格に該当する業務に従事しているため、埼玉県が受験地となります。 ただし、受験申込日現在、無職または受験資格に該当する業務に従事していない場合は、住所地が受験地となります。
(2)	栄養士として東京都内にある派遣会社に登録し、千葉県内の病院に派遣され入院患者の栄養管理業務をしています。受験地は何県になりますか。	受験資格に該当する業務を何県で行っているかが受験地を決定する基準となりますので、設問の場合は千葉県が受験地となります。 ただし、実務経験証明書は派遣元の会社の代表者が作成することになります。

2 実務経験に関すること

	質 問	回 答
(3)	申込期限には4年6ヶ月の勤務経験ですが、平成30年12月9日で満5年となります。	資格要件等を満たしている方が、試験の前日までに所定の実務経験年数を満たすことが必要です。 今年度の場合は10月13日までに実務経験年数を満たすことが必要です。
(4)	勤務期間は5年間ですが、勤務日数は700日しかありません。	勤務期間と勤務日数の両方を満たすことが必要です。
(5)	勤務期間は3年ですが、900日以上勤務日数を満たします。	
(6)	看護師として4年間病棟で看護業務を行った後、病理研究室で研究員として5年勤務しています。	勤務経験は国家資格に基づいた、要援助者への直接的な対人援助業務が必要です。(研究職は直接対人援助業務でないため実務経験に算入できません)
(7)	栄養士ですがファミリーレストランのメニュー開発をしています。	勤務経験は国家資格に基づいた、要援助者への直接的な対人援助業務が必要です。(要援助者への直接対人援助業務ではないため実務経験に算入できません)
(8)	薬剤師。製薬会社で医薬品の開発・研究の他に医療機関の医師と相談しながら新薬の開発もしています。	勤務経験は国家資格に基づいた、要援助者への直接的な対人援助業務が必要です。(研究職は直接対人援助業務ではないため実務経験に算入できません)
(9)	県の保健師。4年間保健所に勤務した後、看護師養成学校の講師をしています。看護実習では患者の世話等もします。	勤務経験は国家資格に基づいた、要援助者への直接的な対人援助業務が必要です。(教育のための指導は要援助者への直接対人援助業務ではないため実務経験に算入できません)
(10)	医師ですが県庁で危機管理技官をしています。	勤務経験は国家資格に基づいた、要援助者への直接的な対人援助業務が必要です。(行政職としての勤務は直接対人援助業務ではないため実務経験に算入できません)
(11)	保健師として平成20年4月1日～平成25年3月31日まで常勤で働きましたが、保健師免許登録日は平成20年4月6日です。この場合の実務経験年数はどうなりますか。	免許の登録日から実務経験となるため、4年11ヶ月の勤務期間となり、受験に必要な実務経験を満たしていません。
(12)	病院の医療事務として、10年以上勤務しています。外来の患者さんの相談もしています。	医療事務(受付・カルテ作成補助・案内等)は、本試験の受験資格該当業務内容には該当しないので実務経験として加えることはできません。
(13)	介護福祉士資格をもっています。市の介護保険課で、認定調査業務を5年半しています。	調査時に相談を受けることもあるとは思いますが、認定調査は要援助者への直接対人援助業務ではないので、実務経験に加えることはできません。

	質 問	回 答
(14)	複数の事業者で登録ヘルパーとして勤務していますが、業務期間及び従事日数はどのように計算するのでしょうか。	同一の期間内に複数の事業所で勤務している場合、重複している業務期間は合算できませんが、従事日数は算入することができます。 ただし、1日に2か所勤務している場合の従事日数はどちらか1か所の事業者に1日としてしか算入できません。実際には、実務経験証明書の他に、指定の従事日数内訳証明書（P.57）で証明を受け、重複していない勤務日の確定をしてください。
(15)	勤務していた事業所が廃業したため、実務経験証明書が発行してもらえません。平成30年度以前に証明された「実務経験証明書」でも実務経験期間に算入できますか。	原則としては、平成30年度千葉県介護支援専門員実務研修受講試験の「実務経験証明書」の提出が必要です。 例外として、事業所の廃止等により申込み現在において実務経験証明書を発行できない場合に限り、平成30年度以前に証明された「実務経験証明書」の提出により、実務経験期間に算入可能となる場合があります。 ※詳細につきましては、受験申込前に千葉県社会福祉協議会 介護支援専門員養成班までお問い合わせください。
(16)	勤務していた事業所が廃業してしまったために、実務経験証明書が発行してもらえない場合は、どうすればよいのですか。	事業所が廃業しても法人が継続していれば、法人に実務経験証明書の発行を依頼してください。 原則として、実務経験証明書が提出不可能な場合は、当該期間を実務経験として算入することはできません。 ただし、当時の責任者や相続人、破産管財人等、勤務実績が確認できる書類を保管している方に証明してもらえる場合や、その他勤務実績が確認できる書類を提出していただければ、実務経験として算入可能となる場合があります。 ※平成30年度千葉県介護支援専門員実務研修受講試験の「実務経験証明書」で必要とされている記載内容を確認することが必要です。 詳細につきましては、受験申込前に千葉県社会福祉協議会 介護支援専門員養成班までお問い合わせください。

3 提出書類に関すること

	質 問	回 答
(17)	准看護師の合格通知はありますが免許証が見つかりません。	合格通知ではなく、免許証が必要です。 保健所等に問い合わせる等再取得の手続きをしてください。
(18)	看護師免許の裏に日付が書いてあります。	裏書がある場合は、両面コピーするなどし、必ずその部分の写しを作成してください。
(19)	結婚して苗字が変わりましたが免許証の書き換えをしていません。どうしたらよいのでしょうか。	以前の氏名の免許証の写しと戸籍抄本(原本・受験申込前6か月以内発行のもの)を提出してください。
(20)	介護福祉士として特別養護老人ホームで3年間従事した後、同一法人の内部異動により生活相談員として相談援助業務に2年間従事しました。実務経験証明書は2枚必要ですか。	同一法人で複数の施設を異動している場合、あるいは同一施設で職種変更があった場合は、実務経験証明書の業務内容欄にその職務の期間、職務内容を詳細に記載してあれば1枚の実務経験証明書でかまいません(実務経験の証明者が理事長であれば一枚の証明書で結構ですが、施設長であった場合、それぞれの施設での証明書が必要です)。
(21)	自分で診療所を開設していますが、実務経験証明はどうすればよいのですか。	実務経験証明書に加えて、保健所等が発行する開設届の写しなどが必要となります。(P.47参照)
(22)	歯科衛生士として働いていた歯科医院が廃院してしまい、実務経験証明書の作成ができません。	実務経験証明書の提出がない場合には、この期間は実務経験として算入することはできません。 ※(15)・(16)参照
(23)	戸籍抄本等の有効期間はいつまでですか。	6か月間です。
(24)	現在も勤務中です。実務経験はいつまで証明することができますか。	実務経験証明書の発行日(証明日)までが業務従事期間となります。

	質 問	回 答
(25)	実務経験証明は、施設長と理事長のどちらに記載してもらうほうがよいですか。	法人の場合は、証明者が被証明者の業務内容等を理解・把握していれば証明者は施設長でも理事長でもかまいません。
(26)	以前の勤務先で5年以上900日以上の業務経験があります。今の勤務先にも証明をもらったほうがよいですか。	以前のもののみに受験資格に足りていれば、現在の実務経験証明書は必要ありません。
(27)	実務経験証明書等に不備がありました。指定された期間までに再提出が間に合わない場合はどうなりますか。	受験申込みに必要な書類が整っていませんので申込書を受理することはできません。

4 過去に千葉県で受験したことがある方について

	質 問	回 答
(28)	一昨年の試験結果通知書で受験したいのですが、実務経験証明書の提出は省略できますか。	平成30年度は受験資格要件の変更により省略受験はできません。全ての方に実務経験証明書を提出していただきます。